福井県社保協ＦＡＸ通信

２０１３年　第４号　　４月２４日

発行責任者
福井県社会保障推進協議会
事務局長　奥出　春行

http://fkshk.web.fc2.com/

「自動車保有」を理由に生活保護を認めないのは「違法」（大阪地裁）

４月１９日、大阪地裁は「自動車保有を理由に生活保護を認めないのは『違法』」の判決を下し、枚方市に対して処分取り消しと損害賠償を命じました（新聞記事参照）。これは、生まれつき障害を持ち、通院や日常生活で自動車の使用が欠かせない原告が、自動車保有を理由に生活保護の申請を却下されたことで、市に処分取り消しと損害賠償を求めていた裁判です。生活保護申請の場面では、理由の如何を問わず、自動車を保有しているというだけで申請を受け付けないことが常態化しています。申請者個々の事情をよくつかみ、適正な運営を行政に求める画期的な判決です。

枚方市は控訴を準備
「控訴」を断念させるとりくみに参加しましょう

大阪地裁判決に対し、枚方市は控訴を準備しています。大阪社保協より福井県社保協に、控訴をさせないとりくみへの参加が呼びかけられました。要請文を送付しますので積極的なとりくみをすすめましょう。

みなさまへ
以下転送します。　大至急、ご協力お願いします。
大阪社保協　事務局長　寺内順子
みなさまへ
お世話になります。
枚方生活と健康を守る会から情報が入りました。
枚方市は、枚方生活保護自動車保有裁判の判決をふまえ、
今日、明日中に控訴するかどうかを判断を下すそうです。
したがいまして、枚方市に「控訴するな」の要請文を早急に送っていただければありがたいです。 よろしくお願いします。
2013.4,24　大生連　大口

４月度運営委員会のご案内

運営委員会

４月２６日（金）　午後３時００分～５時００分　民医連ビル

・運営委員会を欠席される場合は代理出席をお願いします。
福井民医連（０７７６）２７－６６４８　担当：錦織